**大阪市立更生相談所**

所長　橋本輝人殿

釜ヶ崎反失業連絡会

**要求書**

建設不況が構造化し、震災復興関連工事が一段落した現在、震災を契機に日雇い労働者人口の急膨張が顕著となっている釜ヶ崎地区は、今春四月以降の端境期を端的に、92年～94年当時を倍する探刻さで大失業情勢が今ふたたび再現されている。西成労働センター統計上でも、今年四・五月の就労状況は、史上最悪の記録（一日平均2000人台で停滞）を示している。

釜ヶ崎地区対策は、従来より「労働対策は府、民生対策は市、治安対策は大阪府警」なる、府－市－大阪府警の≪三者協議会≫の体制をもって担われてきた。

そして、その「釜ヶ崎地区対策」の中身たるや、「建設労働者雇用改善法」（以下、「建労法」体制）を法的根拠に、「相対方式」＝手配師制度万能方式を基本的な就労構造に据えての、釜ヶ崎地区を、文字通り、建設業界に、その欲しいがままなる重層的な日雇い労働支配へと委ね、そして、日雇い労働者に完全な使い捨て処分をしいていく・・・こうしたものであった。

それゆえ、現下の大失業情勢下、日々激化する建設業界の釜ヶ崎地区そのものへの使い捨て、極度のアブレ地獄の強制、野宿労働者の激増などへの地区対策責任は、なによりもこのような日雇い使い捨て構造を政策的にしいている府一市一大阪府警の≪三者協議会≫にこそ、その地区対策の元締め責任が、するどく求められている。

ところで、94年11月以来のこの四年、実施されてきた高令者就労対策の端緒＝『特別清掃事業』は従来からの府・市のあしき≪縦割り行政≫＝責任回避の反省の上に、高令者就労対策に府・市が共同して責任をとっていくことで、はじめて、実施されるに至っている。

現下の大失業情勢下、数百・数千名規模で、今あらたに野宿生活を強制される釜ヶ崎地区の労働者から求められている≪寝場所－胃袋間題－仕事の対策≫の緊急失業対策も、府・市が従来のあしき≪縦割り行政≫での責任回避から転換し、共同責任をとっていくことで、はじめて、その緊急実施の端緒につく性格のものである。

とくに、この緊急失業対策実施において、市－民生局の出先機関である貴市更相の窓口業務責任は、決定的に釜ヶ崎労働者の死活的な位置をにぎっている。

従来、市更相はその窓口業務において、

1. 府・市のあしき≪縦割り行政≫のツケを窓口相談者におしつけて、「失業対策に関わるすべての窓口相談は労働行政＝府の責任」とする立場で、

2）窓口相談者は自彊館などの施設ヘの隔離収容をもって、すべて対処する－との施設収容主義に基づき、こうして、不況時に激増するその窓口相談者の九割もが、ことごとく窓口で「門前払い」に処され、野宿一野垂れ死に生活を釘付けにされてきた。

≪門前払い≫のこの構造によって、「藤本さん差別虐殺」（95年10月18日えびす橋事件）、96年秋の日本橋一帯での野宿労働者への青少年らによる差別襲撃事件の激発、そして、今また、未曾有の野宿労働者の激増する事態が釜ヶ崎地区におしつけられている。市更相の≪門前払い窓口業務≫こそが、釜ヶ崎地区に対する緊急失業対策実施の基礎的条件をたえず奪いつづけていることは明らかだ。

全国的に見るならば、緊急失業対策のその実施において、すでに二十数年前の第一次石油危機当時より、東京＝山谷では、仕事の対策＝「特出し事業」が、横浜＝寿町では、「寝場所と胃袋対策」として、ドヤ券、パソ券の発行制度が、行政責任において行なわれている。

以上の諸問題を明らかにして、貴市更相に以下の要求事項への責任ある窓口業務責任を求める。

記

1. 緊急失業対策として二ヶ月間のセンター夜間開放にともなう、まともな緊急胃袋対策を、即刻実施すること。

2、≪施設収容主義≫＝≪門前払い≫の窓口業務を転換し、緊急失業対策として、ドヤ券・パン券を即刻発行すること。

3、高令者に対する通年的な就労・生活対策を実施すること。

4、緊急失業対策実施に関して、窓口業務の責任において、団交の席に市－民生局の責任者を同席させること。

5、反失連との窓口団交の席を、6月13日までに持つこと。

以上

１９９７年６月１０日